

# 介護予防訪問リハビリテーション

## 重要事項説明書

### 1、サービスの内容

- (1) 「介護予防訪問リハビリテーション」は、利用者の居宅（自宅）において、その心身の機能維持回復を図り、日常生活の自立を高めるために理学療法・作業療法・言語療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。
- (2) 事業者は地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の作成したケアプランに基づいて介護予防訪問リハビリテーションを提供します。
- (3) サービスにあたっては、主治医の指示のもと、理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士（以下訪問リハビリスタッフ）が「介護予防訪問リハビリテーション実施計画書」に沿って計画的に提供します。

### 2、サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「介護予防訪問リハビリテーション実施記録」等の書面や電子カルテに必要事項を記入します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「介護予防訪問リハビリテーション実施計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成の状況等に関する「訪問リハビリテーション報告書」等の書面を作成して、主治医や介護支援専門員、訪問介護等へ報告を行い情報共有に努めます。
- (3) 事業者は、前記「介護予防訪問リハビリテーション実施計画書」等の記録を作成完了後2年間は適正に保管し、利用者の要求により開示します。

### 3、サービス提供の見直し

- (1) 主治医が定めた期間においてサービス提供を行い、期間終了時に再度評価・アセスメントを行い、主治医に報告し、リハビリテーション継続の必要性を主治医が判定します。
- (2) リハビリテーションが必要であると認められた利用者は、主治医の指示の基、再度訪問リハビリスタッフが評価を行い、「介護予防訪問リハビリテーション実施計画書」を作成し、主治医に報告します。
- (3) サービス担当者会議が開催される際には、「介護予防訪問リハビリテーション実施計画書」に基づいて利用者・御家族へ現状報告・今後の方針等の説明を行います。
- (4) リハビリテーションの進捗状況を定期的に評価し、「介護予防訪問リハビリテーション実施計画書」を見直した上で作成し、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従事者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達します。

### 4、急性憎悪への対応

利用者が何らかの原因で状態が悪化し、医師が一時的に頻回な訪問リハビリテーションを行

う必要があると認めた場合は、14日に限り医療保険からの訪問リハビリテーションを実施する場合があります。

## 5、利用者負担金

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は次の通りです。

※所得に応じて負担額が異なります。負担割合に関しては、介護保険負担割合証をご確認ください。

	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問リハビリテーション費	298円/20分	596円/20分	894円/20分

※例) 40分実施の場合は20分×2の料金となります。

(2) 上記料金に加え、以下の加算・減算が必要時適応されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算 (I) ※1	6円/20分	12円/20分	18円/20分
短期集中リハビリテーション加算 ※2	200円/回	400円/回	600円/回
退院時共同指導加算 ※3	600円	1200円	1800円
同一建物の利用者20人以上に行った場合の減算 ※4	10% 減算		
事業所の医師が診療を行わなかった場合の減算 ※5	50単位/20分 減算		
12月超える利用で要件満たさない場合の減算 ※6	30単位/20分 減算		

※1 厚生労働省が定める基準(介護予防訪問リハビリを提供する理学療法士等のうち勤続年数7年以上の者が1人以上いること)に適合しているものとして届出を行った事業所が訪問リハビリを行った際に加算される。

※2 退院・退所後または初めて認定を受けた後に、早期に在宅での活動の自立性を向上させるため、短期集中的にリハビリを実施する(週2回以上、3ヶ月以内必要時のみ)。

※3 病院に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリ事業所の医師又は理学療法士等のスタッフが退院前カンファレンスに参加し、利用者または家族に対し、退院時共同指導を行った場合に、退院後初回リハビリ時に加算される。

※4 ウェルライフ2号館、ウェルライフ3号館に関しては、同一建物の利用者、1日あたり月平均20名以上(～49名以下)実施した場合、当月が減算の該当となる。

※5 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合(かかりつけ医が他病院の場合等)50単位/20分減算となる。

※6 3ヶ月に1回以上、リハビリ会議にて計画の見直しを行い、計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリ提供に当たって、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は減算対象外となる。

## 6、サービス提供に関わる責任者等

(1) サービス提供の責任者は次の通りです。サービスについて御相談や苦情・御不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。また、病状が急変された場合も当事業所へご連絡下さい。

訪問リハビリテーション事業所 管理者

氏名： 森山 篤志 連絡先： 0986 (21) 5000

(2) サービスを行う主な担当者（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）

氏名： 連絡先： 0986 (21) 5000

(3) 苦情対応窓口

氏名： 内 咲弥香 連絡先： 0986 (21) 5000

(4) 虐待防止に関する窓口

氏名： 内 咲弥香 連絡先： 0986 (21) 5000

(5) その他 市町村や公的団体の相談・苦情等窓口

市町村 都城市 介護保険課 連絡先： 0986 (23) 2114

曾於市 福祉介護課 連絡先： 0986 (76) 8807

三股町 介護高齢者係 連絡先： 0986 (52) 9062

公的団体 宮崎県国民健康保険団体連合会 連絡先： 0985 (25) 4901 (代表)

## 7. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の未然防止のため、事業者は高齢者に対する配慮を常に心がけながらサービス提供を行います。
- (2) 虐待等の早期発見のため、事業者は虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見した場合、必要な措置をとっていきます。
- (3) 虐待等が発生した場合や疑わしい場合は速やかに必要な対応を行い、市町村窓口等に連絡し、必要があれば調査等への協力を行っていきます。
- (4) 虐待防止のため、対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業者へ周知徹底を図っていきます。また、従業者に対し、虐待防止のための研修会を実施していきます。

## 8. 非常時のサービス提供（業務継続計画BCP）について

- (1) 利用者に感染症が発生した場合であっても、可能な限り感染症対策を講じ、サービスを提供できるように努めます。しかし、管理者や保健所からの指示等よりサービス提供困難と判断した場合はサービス提供を一時休止させていただきます。

### ・衛生管理について

事業者は感染症の発生を防ぐため、日頃からの体調管理（検温等）を行い、感染予防に努めます。また、感染症を発症した利用者に対し、サービスを実施する場合は、感染予防対策マニュアルに準じ、感染症の蔓延しないような措置を講じます。

- (2) 災害が発生した場合であっても、可能な限り対策を講じ、サービスを提供できるように努めます。やむを得ず、未曾有の災害が発生した場合等、管理者よりサービス提供困難と判断した場合はサービス提供を一時休止させていただきます。

(3) 利用者・ご家族の都合・体調不良により、サービスを中止する場合は速やかに森山内科・脳神経外科リハビリ室(21-5000)まで御連絡を頂けます様、御協力を御願い致します。

また、当事業所の都合により訪問が出来なくなった場合は、可能な限り時間変更及び曜日変更にて実施していきます。詳細につきましては、後日、本人様及びご家族にご連絡致します。

## 9、その他

サービス従事者に対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。

### 附則

この規定は、負担割合の変更により、平成27年8月1日から施行するものとする。  
この規定は、減算に関する改定に伴い、平成29年5月1日から施行するものとする。  
この規定は、介護報酬改定に伴い、平成30年4月1日から施行するものとする。  
この規定は、増税に伴い、令和1年10月1日から施行するものとする。  
この規定は、介護報酬改定に伴い、令和3年4月1日から施行するものとする。  
この規定は、介護報酬改定に伴い、令和6年6月1日から施行するものとする。

サービス契約にあたり、上記のとおり説明します。

令和 年 月 日  
事業者 所在地 都城市南鷹尾町24-20  
事業者名 医療法人社団 森山内科・脳神経外科  
代表者名 森山 篤志 印

上記の内容について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日  
利用者 氏名 印  
署名代行者 氏名 続柄 印  
緊急時連絡先 氏名 電話番号